

法教育 ニュース

2023年10月

No.22

発行：愛知県弁護士会法教育委員会

令和5年度サマースクール、 4年ぶりの全講座リアル開催！！（一部Web併用）

令和5年8月1日（火）～4日（金）の日程で、愛知県弁護士会サマースクールが開催されました。

愛知県弁護士会では、毎年夏休みに「小・中高生のためのサマースクール」を開催していますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一昨年はWebのみ、昨年はWebと一部企画のみ対面形式を併用するという方法で開催いたしました。

そして今年は、令和元年度から実に4年ぶりに、全ての企画を対面方式で無事開催することができました。以下のプログラム一覧の通り、6つのプログラムを実施し、延べ240名もの子ども達に参加していただきました。

そこで、本号では、4年ぶりに対面方式で開催した「模擬裁判」について特集させていただきます。また、模擬裁判を去年はWebで、今年是对面方式で受講してくれた子ども達の感想も載せておりますので、是非ご覧ください。

プログラム一覧

8月1日（火） 小学生向け主権者教育企画「憲法と桃太郎～言いたいことも言えない！？鬼ヶ島編～」＋法廷見学	各企画の 概要は こちら 
8月2日（水） クイズ選手権／ティーンコート	
8月3日（木） 裁判官・検察官・弁護士ここだけの話／弁護士に挑戦！	
8月4日（金） 模擬裁判「コンビニ強盗殺人未遂事件～俺が先輩に呼び出されてコンビニ行ったら万引きの片棒担がされて逮捕された件～」＋法廷見学	

特集！ 模擬裁判

1 模擬裁判の概要

愛知県弁護士会サマースクールの「中高生向け模擬裁判」は、弁護士が被告人、被害者、証人、裁判官・検察官・弁護人役となり、模擬裁判劇を行ったうえで、生徒にグループに分かれてもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪であればどのような罪が成立するのか、なぜそのような結論になるのか等の点を考えてもらう企画です。

模擬裁判劇では、弁護士による尋問が繰り広げられるだけでなく、生徒が自ら補充質問をする時間も用意されており、生徒が主体的に参加できる内容になっています。

また、グループ評議では、各グループにサポート役の弁護士が加わり、一緒に議論をすることにより、生徒が自信をもって積極的に意見を述べ、議論に参加することができるような工夫をしています。グループ評議を通じて、自分の考えが絶対的なものではないことを知り、他の生徒の考えを聞きながら、考えをまとめていく体験ができる企画となっています。



2 事案の概要と争点

本年の模擬裁判劇で扱ったのは強盗殺人未遂事件です。内容は以下の通りです。

共犯者とされる者（事件では証人）が、コンビニでお酒を万引きしました。証人

は後輩である被告人にコンビニに来るよう電話をしていました。万引きを目撃した店員（被害者）は店の外に出た証人を追いかけてました。その前後で、被告人が運転する車がコンビニに到着しました。店員である被害者は逃すまいと車の上によじ登りました。

被告人は被害者を車の上に乗せたまま車を発進させ、被害者を振り落とすために乱暴な運転をしました。力尽きた被害者は車から落ち、腰の骨を骨折する重傷を負いました。

争点は、証人と被告人の間で窃盗の共謀があったか、被告人には車の上に乗っている被害者を振り落とそうとする際、死んでしまっても構わないという殺意があったかの2点です。

3 模擬裁判劇

午前中に行われた模擬裁判劇では、最初に、刑事裁判手続きや今回の事件の概要の説明を行いました。その後、本番さながらに検察官・弁護人がそれぞれ裁判の中で立証しようとする事実をまとめた冒頭陳述、証人・被告人の尋問、最後に今回の事件のそれぞれの意見をまとめた、論告（検察官）、弁論（弁護人）を行いました。

生徒自身が気になった点について、証人や被告人に対し、質問する時間も設けました。生徒からは柔軟な発想で、弁護士も気付かなかった視点から鋭い質問が途切れなく出されました。

4 グループ評議

午後からは生徒が10人程度、ファシリテーターとして各グループに弁護士が2名つくかたちで、グループ評議を行いました。各争点について、認められる人、認められ

ない人に分かれるなどして、なぜそう思うのかなど理由を含め、活発な議論がなされました。

5 評議結果の発表

グループ評議の後に、全体で各グループでの評議の結果を発表しました。

被告人にどのような罪が成立するのか、なぜそのように考えたのかについて発表しました。観覧している弁護士からも感嘆の声があがるほど、生徒は鋭く論理的な根拠を示して、自信をもって発表していました。

6 まとめ

「中高生向け模擬裁判」の特色は、他の生徒の意見を聞き、自分の考えをまとめて

いくという点にあります。

「中高生向け模擬裁判」への参加を通じて、参加した生徒には、同じものを見ても様々な捉え方や考え方があることを知り、自分の考えが絶対的なものではないことを感じてもらうことができるとともに、他の人の意見に耳を傾け自分の意見を積極的に表現する力が養われたものと思います。

本年は4年ぶりにリアル（生徒に弁護士会館に来てもらい、対面で行う方法）で開催しました。参加する生徒の意気込みや熱量はWebでは味わえないものでした。参加した弁護士もそのような熱量を感じており、絶対に来年もリアルでという声が上がっています。次年度も可能な限り、リアルで開催できればと思っています。

参加した生徒の感想

【中学1年生男子】自分たちで答えを考えたりすることが面白かった。

【中学2年生女子】班ごとに評議を行うので、考えがまとまって戸惑いなく進められた。

【中学2年生女子】根拠をもとに事件の解決へ向かう弁護士の仕事に魅力を感じた。

【高校3年生女子】実際に議論ができて勉強になったし楽しかった。いい経験になった。

ここで、昨年のWeb開催と今年のリアル開催の両方を経験した生徒さんの感想をご紹介します。

リアル開催について

- ・リアルの方が、迫力があってよかった。弁護士も多いので、イベント感があってよい。
- ・Webよりも意見を言いやすかった。議論が盛り上がりやすいと思う。
- ・弁護士バッジを触らせてもらったり、弁護士と雑談したりできてよかった。
- ・初めて会った人とも仲良くなれてよかった。

Web開催について

- ・Webであれば、交通費もかからないので、参加しやすくて良いと思う。
- ・弁護士会館まで来る手間が省けるのは良い。
- ・言いにくいとかはないけど、話すタイミングとかが難しい。
- ・家だから、本物の弁護士と話しているという感覚が薄れる。
- ・回線のトラブルがあるのがデメリットだと思う。

Web開催とリアル開催について

去年はWebで、今年は会館で模擬裁判に参加してくれた子ども達に話を聞くことができましたが、リアル開催の方が臨場感がある、話し合いがしやすい、実際に弁護士と触れ合うことができるなど、リアル開催の方がいいという意見が多数でした（前頁に掲載）。

ただ、その一方で、遠方からの参加であったり、それぞれの事情でどうしても会館に来ることが出来ないという子ども達もいます。話し合いやディベートなど、リアルでのやり取りに馴染むプログラムはリアルで、Webでも十分に楽しんでいただける一部プログラムはWebで実施するなど、多様な方法を組み合わせてこれからもサマースクールを実施してまいります。

ここ数年は、弁護士が学校へ直接お邪魔して授業のお手伝いをさせていただく講師派遣（出前授業）に、非常に多くのお申し込みをいただいております。模擬裁判や模擬討論、ディベートなど様々なプログラムに対応できますので、是非ご活用ください！

お申込みは以下のご案内をご覧ください。

講師派遣の申込方法など愛知県弁護士会の法教育活動のご紹介

愛知県弁護士会HP（<https://www.aiben.jp>）をご覧ください♪

愛知県弁護士会HPトップページ

⇒「愛知県弁護士会とは」

⇒「弁護士会の活動」の中の

「法教育・法曹養成」「法教育委員会」をクリック！



<https://www.aiben.jp/about/katsudou/houkyo/index.html>

各お問合せ・お申込みは **愛知県弁護士会 人権法制係** まで
(TEL 052-203-4410/FAX 052-204-1690)

サマースクール

毎年夏休みの期間に、小学校高学年から高校生を対象とした「サマースクール」を実施しています。

講師派遣（弁護士による出前授業）

当会が作成した法教育教材を利用した授業をはじめ、ディベート、模擬裁判など、学校からの申込みに応じ、無料で弁護士を派遣しています。

授業で使える教材開発

法教育教材をHPに掲載しています。授業にどうぞご活用ください。

学校評議員の推薦

学校評議員に適した弁護士を推薦しております。

※HPにて学校講師派遣の申込書をダウンロードできます。
また、法教育ニュースのバックナンバーをご覧ください。